

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）平成30年度第3四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	北港処分地 受電施設緊急復旧工事	09C清掃施設工事	北港処分地	第一電機工業(株)	15,120,000	平成30年10月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K 9
2	北港処分地 廃水処理施設緊急復旧工事（その2）	09C清掃施設工事	北港処分地	(株)タクマ	135,000,000	平成30年10月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
3	八尾工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	244,080,000	平成30年10月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	八尾工場焼却設備整備工事（その2）	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	108,540,000	平成30年10月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	八尾工場電気計装設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	富士電機(株)	8,532,000	平成30年10月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	八尾工場高光度航空障害灯修繕	09C清掃施設工事	八尾工場	サンケン電気(株)	1,458,000	平成30年10月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	鶴見工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	175,500,000	平成30年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	八尾工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	(有)サヌキ環境エンジニアリング	8,316,000	平成30年11月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	北港事務所 温水機修繕	09C清掃施設工事	北港事務所	ネポン(株)	1,320,829	平成30年11月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	西淀工場トラック計重設備整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	7,722,000	平成30年11月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	東淀工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	24,192,000	平成30年11月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	平野工場養生コンベヤ修繕	09C清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	1,674,000	平成30年11月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
13	舞洲工場トラック計重設備整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	29,700,000	平成30年12月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
14	鶴見工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	(株)福島製作所	3,132,000	平成30年12月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
15	西淀工場 2号炉燃焼設備ほか緊急補修工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	2,062,800	平成30年12月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
16	平野工場 1号炉落じんコンベヤ設備ほか緊急復旧工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	7,020,000	平成30年12月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 受電施設緊急復旧工事

2 契約相手方

第一電機工業（株）

3 随意契約理由

今回の北港処分地受電施設緊急復旧工事は、9月4日に大阪を通過した台風21号により被災した北港処分地の電柱等の受電施設を緊急的に復旧する工事である。

北港処分地では、台風により電柱の倒壊及び受電ケーブルの破損に伴い、停電となっているため、日々の埋立作業の管理や廃水処理といった最終処分場の維持管理業務に影響が生じており、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急に復旧工事を実施する必要がある。

以上のことから今回の工事は、本復旧工事を早急に実施できる第一電機工業（株）を指名するものとする。

なお、今回施工を指示する業者は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合契約事務審査会にて決定した選定方法によるものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 施設管理課

（電話番号06-6630-3358）

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地廃水処理施設緊急復旧工事（その2）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

今回緊急修繕工事を行う北港処分地廃水処理施設は、処分地内から浸出する汚水を適正に処理する重要な施設である。平成30年9月の台風21号の影響により、廃水処理施設へ至る給電ケーブルが損傷するとともに、廃水処理施設棟内においても、海水を浴びた機器等が残存している状態である。廃水処理施設の復旧に向けて、給電ケーブルの復旧及び残存している機器等の使用可否の判断を行うとともに、不要な機器等は撤去を行う必要がある。

一方で、北港処分地の廃水処理施設は、（株）タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、これら施設の復旧工事については、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3358）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

当工場のプラント運転監視設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

当工場のプラント運転監視設備は三菱重工業（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、当工場のプラント運転監視設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

この条件を満たす会社は、本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、現在、三菱重工業（株）は事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

当工場の電気計装設備は富士電機（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、当工場の電気計装設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場高光度航空障害灯修繕

2 契約相手方

サンケン電気（株）

3 随意契約理由

今回修繕を行う八尾工場高光度航空障害灯は、航空法第 51 条により「地表又は水面から 60 メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない」とされている設備である。

現在、閃光非同期、不点灯となっており、今回修繕を行うものである。

当工場の高光度航空障害灯は、サンケン電気（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については高光度航空障害灯設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の高光度航空障害灯において、一貫した責任と性能・作動状態等について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したサンケン電気（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場

（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(有) サヌキ環境エンジニアリング

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

整備工事を行うクレーン設備はじん芥クレーン設備であり、焼却炉にごみを供給するために使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(有) サヌキ環境エンジニアリングにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(有) サヌキ環境エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場

(TEL:072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

北港事務所温水機修繕

2 契約の相手方

ネボン（株）

3 随意契約理由

今回修繕を行う北港事務所温水機は、ネボン（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

温水機の修繕については、温水機の性能、構造などを十分把握した上で行わなければならないことに加え、温水器を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態、安全性（製造物責任）に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者はネボン（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3358）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場トラック計重設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場のトラック計重設備は、ごみ収集車等の重量を自動計量すると共にプラットホームのごみ投入扉を自動で開閉させる設備である。今回、計量自動化システムを導入する予定のため、トラック計重設備のシステムと連携する必要があることから整備工事を行うものである。

本設備は、(株) タクマが独自の技術により設計・施工したものであり、本工事については、トラック計重設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のトラック計重設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合施設部西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物进行处理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 養生コンベヤ修繕

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕を行う養生コンベヤは、当工場の捕集灰無害化処理設備の一部である。

当工場の養生コンベヤは、JFEエンジニアリング(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については養生コンベヤが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJFEエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場トラック計重設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場のトラック計重設備は、ごみ収集車等の重量を計量すると共にプラットフォームのごみ投入扉に誘導し自動で扉を開閉させる設備である。今回、自動計量システムを導入するにあたり、トラック計重設備のシステムと連携する必要があることから整備工事を行うものである。また、計量器本体についてロードセルのゼロ調整が困難になっているため、トラック計重設備のシステムと連携する時に不具合が予想されることから合わせて整備工事を行う。

本設備は、日立造船(株)が独自の技術により設計・施工したものであり、本工事については、トラック計重設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のトラック計重設備の設計・施工者以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合施設部舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場じん芥クレーンバケットは、焼却炉にごみを供給するために使用している。本クレーンバケットは、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 2 号炉燃焼設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場燃焼設備は投入ホッパーから供給されるごみを均一に炉内に送りこむ設備である。

今回、燃焼設備及び炉体設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

本設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場1号炉落じんコンベヤ設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回、1号炉の落じんコンベヤチェーン（右）が破断し、灰の排出ができなくなり、また、ごみ投入ホッパー水冷ジャケットからの水漏れ及びスートブロワの故障による2次・3次過熱器の目詰まりのため、炉の運転ができなくなった。さらに、1番投入扉のスライドゲートのワイヤーロープに素線切れが発生し、脱落の危険があるため投入扉を閉鎖することとなった。

落じんコンベヤ設備ほかの不具合を復旧しないと1号炉の運転が不可能であり、応急運転のため定格運転ができない2号炉のみでは円滑なごみ処理を維持できなくなる。また、年末年始でごみの量が増加するため搬入車両が増車されているが、投入扉の数が減ることにより、搬入作業に遅れが生じ、収集作業にも影響を及ぼすこととなり、構成市全体のごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたすため、早急な復旧が必要である。

これらの設備はJ F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたもので、本工事については、設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であり、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工したJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)